

平成28年度加東市環境審議会議事録

【平成28年度第4回環境審議会】

1 日時：平成29年3月22日（水）13：00～13：25

2 場所：加東市役所4階 402会議室

3 出席者

委員 三木秀文委員、長谷川豊委員、上中彰文委員、渥美茂明委員、
山本正仁委員、國井久明委員、藤原重和委員、松尾美智子委員、
西本善明委員 以上9名

事務局 吉田副市長、松本市民生活部長、眞海生活課長、芹生副課長、
長谷川主幹 以上5名

4 議事録

諮問第18号 自然環境保護地区の指定を変更することについて

会長： それでは、諮問第18号について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 【平成29年3月10日付け諮問第18号の説明】

会長： 事務局の説明が終わりました。諮問第18号について、何か意見等ありませんか。

渥美委員： 加東市で林業をやっている人はどれくらいいるのか。

事務局： 林業を商いにしている方はありません。

渥美委員： 開発以外はないということか。

事務局： 統計上も加東市で生業としている者はいません。

事務局： この話は一昨年くらい前から検討をしてきておりまして、特に火がついたのは太陽光パネルの開発でした。それからいろいろ対策をやってきたところですが、区長会からも要望がありましたし、市の取組みとしても、できるだけ速やかに進めてきました。実際に、昨年9月には、先行して太陽光発電事業の届出の条例改正について、議会の議決を受けました。

合併以降、社会情勢が変わっていく中で、特に最近の災害、雨風などは何が起こるかわからないような状況ですので、市民の安全と安心といった観点から、自然環境保護地区の拡大という形で進めます。今回区域を拡大し、今の状況に応じた対応をこれからしていきたいと考えています。説明会では、市民の皆様も異論という言葉は出ていないことから、この自然環境保護地区の拡大について、どうぞよろしくお願いいたします。

会長： 第一種、二種について、面積や体積によって規制ができるということだが、このことについては意見はありませんか。第1種は500㎡以上、第二種は1,000㎡以上が該当するということだが、もっと小さくしてもいいのでは、というような意見はありませんか。

山本委員： それ以上ということは、上はいくらでもいいのか。

事務局： はい。以上であればすべて申請に該当することになります。また、条例上は開発申請ということになりますが、面積などが大きくなると、森林法や宅地造成等規制法など、ほかの法令にも引っかかってくるようになります。

山本委員： この開発事業ならこれ以上、というような制限がかかってくるという条件はないのか。

事務局： 条例については、いま言われているように、対象となる事業の下限值、規模を定めています。どこまで大きくなるのかということについては、他の法令で、たとえば山を開発する場合は林地開発の許可がいる場合や、都市計画法に基づく許可がいる場合などがあります。

そういった他法令の許可申請などを行うことで、事業者には相当の負担がかかってきますので、事業計画の採算も併せて検討されることが考えられます。事前に相談をする際には、いろいろな関係機関や法律の許可権者と協議する中で適正な規模というものが定められてくると思われます。加東市の地勢を見たときに、過去にはゴルフ場の開発がありましたが、現在では、やみくもに大規模な開発が行われるようなことはなく、適正な事業の規模が決まってくるというふうに考えていただければと思います。

会長： ほかに意見はありませんか。

意見がないようであれば、諮問第18号 自然環境保護地区の指定を変更することについて賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成ということで、諮問第18号 自然環境保護地区の指定を変更することについて賛成することとします。

平成28年度加東市環境審議会議事録

【平成28年度第4回環境審議会】

1 日時：平成29年3月22日（水）13：25～13：40

2 場所：加東市役所4階 402会議室

3 出席者

委員 三木秀文委員、長谷川豊委員、上中彰文委員、渥美茂明委員、
山本正仁委員、國井久明委員、藤原重和委員、松尾美智子委員、
西本善明委員 以上9名

事務局 吉田副市長、松本市民生活部長、眞海生活課長、芹生副課長、
長谷川主幹 以上5名

4 議事録

諮問第19号 環境基本計画の平成27年度年次報告について

会長： それでは、諮問第19号について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 【平成29年3月10日付け諮問第19号の説明】

会長： 事務局の説明が終わりました。諮問第19号について、何か意見等ありませんか。

会長： 16ページのレンタサイクルがずっと0だが、これからどうする予定か。

事務局： 27年度で5年が過ぎました。23年度から実際には出来ていないという状況を踏まえて、28年度からは、違う視点で重点プロジェクトの内容を検討しており、進めていかねばならないと考えています。

会長： この項目を削除するということか。

事務局： おそらく今後も増えないと見込まれつつも、環境基本計画の見直しはいたしませんので、この項目の削除はせずに違う項目も今後検討していかなければならないと思っています。

会長： この項目については0だけど、一応項目として置いておいて、追加していくということか。

事務局： 違った方向も視野に入れて、これからの5年間に取り組んでいきたいと考えます。

國井委員： 耕作放棄地のことが書いてあるが、やはりこのような、放棄地は「ほかしておいたほうが得や」「作ったら損するだけや」という方がいる。毎年2回、農業委員会で現地調査をして回っているが、そういうところに草木が生えてしまっている。いろいろと頼んで、草を刈ってもらったり、切ってもらったりしているけれど、手がつけられない状態。

一番大変なのは、福田小学校の上の開拓地。東播用水から水が入らない。みんな放ったらかしになって、手がつけられない状態になっている。

それと営農組合がないところが多い。認定農業者を増やして任せるようになっているが、なかなかそうはなってない。

会長： 従事者が減れば、放棄地は増える一方では。

國井委員： 増える一方にはなるけれど、ある程度は押さえてきている。

会長： そのあたり、この中にも書いてあるが、土地の有効利用はどういう形で、具体的に動いていくのか。拡大するために営農組合の推進を進めるのか、というような有効利用、対策はないのだろうか。

國井委員： 営農組合より、認定農業者・担い手農業者を増やすということをしているが、限られている。こういうことで、耕作放棄地は増えていることは増えている。

事務局： 今委員さんがおっしゃられたように、耕作放棄地は前々から、徐々にですが増えてきています。そういったことを、今後どのように農業の中で対応していかなくってはならないかという話があります。それと30年度から、転作、国の生産調整がなくなるということですが、現実論は、生産調整はそのまま残るのではないかとということで動いています。そういったことも含めて、30年度からは、かなり大幅に農家の方々の考え方も変えていかなくてはならないと思います。今までは、国から指導があった中で転作率が決まっていますが、今度は自ら生産者・出荷業者が、どれだけお米が必要であって、それに対してどれだけ作ればいいのか、主導的にそこやっていかなければならない時代になりますので、そういうことも含めて、これは加東市だけでなく、兵庫県もそうですし、全国のどこの自治体も、今後の地域農業のあり方のビジョンを作っていくという話になっています。今は、そのビジョンづくりに取り掛かったところで、概ねこの秋ごろにはその辺りの話が見えてくると思います。いま、農業再生協議会というところが一応そういった計画を見ていく、という機関になっています。そういう動きがあることを情報提供しておきます。

会長： ほかに何かありませんか。

意見がないようですので、諮問第19号 環境基本計画の平成27年度年次報告について、賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成ということで、諮問第19号 環境基本計画の平成27年度年次報告について公表することに賛成します。